

企業会計基準公開草案第 1 号に対する意見

平成 14 年 1 月 16 日
公認会計士 辻野 幸子
(新日本監査法人勤務)

連結子会社又は持分法適用会社が保有し、個別財務諸表上、資本の部から控除されている 自己株式の連結上の取扱いについて

企業会計基準公開草案第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩に関する会計基準(案)」の第 29 項から第 32 項において、子会社及び関連会社が保有する親会社株式の連結上の取扱いについて規定されていますが、子会社及び関連会社が個別財務諸表上、それぞれの会社の自己株式を保有していた場合の取扱いについては、言及されておられません。金庫株解禁に伴い、今後、子会社及び関連会社がそれぞれの自己株式を保有する機会が増加すると考えられますので、子会社及び持分法適用会社が保有するそれぞれの自己株式の連結上の会計処理についても、是非規定していただきたく存じます。

以上、ご検討のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。